

八王子市公告第143号

平成22年八王子市公告第161号の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年4月1日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、八王子市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格 並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。</p> <p>なお、本公告の内容は、平成22年5月1日から適用する。</p> <p>第1～第9 （略）</p> <p>第10 八王子市内に住所を有する組合に関する取扱いについて</p> <p>1 八王子市内に主たる事務所を有しない組合が、八王子市内の従たる事務所で登録を申請する場合、一定の要件を満たす組合は準市内業者として取り扱う。準市内業者の認定は別に定める「競争入札参加資格者の準市内業者の認定基準」によるものとする。</p> <p>2 市税について</p> <p>(1) 八王子市に対する以下の市税に 滞納がある場合、八王子市は、市税の完納が確認されるまでの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。</p> <p>ア（略）</p> <p>(2) 上記の市税に 滞納がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する組合は、登録後速やかに市税納税状況調査票を提出しなければならない。組合が、指定した期日までに市税納税状況調査票を提出しない場合、八王子市は、当該組合に係る競争入札参加資格を停止する。</p>	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、八王子市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格 及び資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。</p> <p>なお、本公告の内容は、平成22年5月1日から適用する。</p> <p>第1～第9 （略）</p> <p>第10 八王子市内に住所を有する組合に関する取扱いについて</p> <p>1 八王子市内に主たる事務所を有しない組合が、八王子市内の従たる事務所で登録を申請する場合、一定の要件を満たす組合は準市内業者として取り扱う。準市内業者の認定は別に定める「競争入札参加資格者の準市内業者の認定基準」によるものとする。</p> <p>2 市税について</p> <p>(1) 八王子市に対する以下の市税に 未納がある場合、八王子市は、市税の完納が確認されるまでの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。</p> <p>ア（略）</p> <p>(2) 上記の市税に 未納がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する組合は、登録後速やかに市税納税状況調査票を提出しなければならない。組合が、指定した期日までに市税納税状況調査票を提出しない場合、八王子市は、当該組合に係る競争入札参加資格を停止する。</p>